

医薬品等の回収報告の状況について

平成 8 年の薬事法改正により、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者、輸入販売業者等は、その製造し、若しくは輸入等した医薬品等の回収に着手したときは、その旨を厚生労働大臣（又は都道府県知事）に報告しなければならないこととなった。（薬事法第 77 条の 4 の 3）

また、平成 12 年には、「医薬品・医療用具等の回収に関する研究（平成 11 年度厚生科学研究）」の報告書を受けて、医薬品等の回収に関する監視指導要領を通知（平成 12 年医薬発第 237 号）し、回収に当たっての基本的な考え方や対象範囲、手続の詳細等について明確化を図るとともに、製造業者等から回収着手報告がなされた場合には、すべての事例をインターネット上で公開することとした。

※なお、平成 17 年 4 月に施行された改正薬事法により、製造業及び輸入販売業から製造販売業へと業態が変更され、製造販売業者等に回収の報告義務が課せられた。また、医療用具は医療機器へと名称が変更された。

本件は、薬事法第 77 条の 4 の 4 の規定に基づき、薬事・食品衛生審議会への報告を行うものである。

1. 回収件数年次推移

	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	計	製造 輸入	計	製造 輸入								
医薬品	255	224 31	199	172 27	416	184	162	153	183	146	166	129
医療機器	292	126 166	370	195 175	322	365	360	396	373	396	408	386
医薬部外品	24	20 4	15	14 1	9	23	28	29	19	11	19	8
化粧品	72	42 30	60	28 32	62	103	100	92	83	91	75	74
計	643	412 231	644	409 235	809	675	650	670	658	644	668	597

2. 平成 24 年度医薬品等の回収件数及びクラス分類

	クラス I	クラス II	クラス III	総計
医薬品	23* ¹	80	26	129
医療機器	3	323	60	386
医薬部外品	0	5	3	8
化粧品	0	38	36	74
計	26	446	125	597

*1… 医薬品のクラス I 回収23件は、全てロットを構成しない医薬品であって同種他製品に不良が及ばず、かつ、当該医薬品が他者に使用されないことが確実なもの（血液製剤の献血後情報等に基づく投与前の事前回収）。